

第3章

計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方






1 計画の基本理念

子どもたちの誕生や成長が社会全体から祝福され、すべての子どもが生まれてきたことへの喜びを全身で感じることでできるまちづくりをめざし、安心して子育てできる市を築くため、以下の基本理念をもとに次世代育成支援行動計画を進めます。



2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の5項目を基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

-  健やかに生み育てる環境づくり
-  子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり
-  次代を担う心身ともにたくましい人づくり
-  豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり
-  子育て家庭を支援する仕組みづくり



3 計画の基本的視点

基本理念を実現するために、次の視点を行動計画の基本的視点とします。

1 子どもの視点

子育ては、父母その他の保護者が行うべきであるという認識のもとに、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるような取組を進めます。

2 次代の親づくりの視点

子どもは、次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野にたった子どもの健全育成のための取組を進めます。

3 サービス利用者の視点

子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点にたった柔軟かつ総合的な取組を進めます。

4 社会全体による支援の視点

子育ては、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して行うことが必要とされていることから、協働して取組を進めます。

5 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て、仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から取組を進めます。

6 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育て支援センター、子育てサークル、子ども会、自治会をはじめとする地域活動団体、社会福祉協議会、主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、当市は、海や山など豊かな自然環境にも恵まれ地域に受け継がれる伝統文化等があることから、こうした様々な地域の社会資源の十分かつ効果的な活用を進めます。また保育所の活用や、公民館、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を進めます。

7 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

8 地域特性の視点

次世代育成支援対策では、各地方公共団体が各々の特性を踏まえた上で主体的な取組が求められており、本市においても利用者のニーズ等を十分に考慮しながら必要とされる支援策の取組を進めます。

4 施策の体系

安心して子育てができるよう、本市では以下の7つの施策を掲げ、計画的に事業を進めていきます。

